

府中市木造住宅耐震改修等助成金交付要綱

平成17年10月14日

要綱第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における市民の生命と財産を守るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、市内に存する木造住宅の耐震改修、耐震除却又は耐震シェルター等設置（以下「耐震改修等」という。）に要する費用の一部を、予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 府中市木造住宅耐震診断調査助成金交付要綱（平成17年10月府中市要綱第78号）第2条第1号に規定する木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断調査 府中市木造住宅耐震診断調査助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受けて行う耐震診断調査をいう。
- (3) 簡易診断調査 府中市木造住宅耐震アドバイザー派遣事業実施要領に基づき実施する簡易耐震診断に係る調査をいう。
- (4) 耐震改修 耐震診断調査を行った結果、地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修、修繕又は補強で、市内に事業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく建設業の許可のうち、建築工事業許可を受けたものに限る。）を有し、むさし府中商工会議所等が行う耐震補強に関する講習会等を受講した者によるものをいう。
- (5) 耐震除却 耐震診断調査又は簡易診断調査を行った結果、建設業法第3条第1項に基づく建設業の許可のうち、次のアからウまでに掲げるもののいずれかを受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けている者により行う住宅全部の除却をいう。
 - ア 土木工事業許可
 - イ 建築工事業許可
 - ウ 解体工事業許可
- (6) 耐震シェルター等設置 耐震診断調査を行った結果、住宅に行う耐震シェルター等（東京都が安価で信頼できるとして都民に公表している耐震シェル

ター等をいう。)の設置をいう。

(7) 評点 「木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会発行)に定める一般診断法又は精密診断法(時刻暦応答計算による方法を除く。)による上部構造耐力の評点をいう。

(8) 所有者等 木造住宅の所有者(個人に限る。以下「所有者」という。)、所有者の配偶者又は所有者の二親等以内の親族(耐震改修等を行うことについて所有者の承諾を得ている者に限る。)をいう。

(助成金の種類等)

第3条 助成金の種類、対象者及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

2 耐震改修又は耐震除却の実施期間が複数年度にわたるものである場合における助成金の額の総額は、当該事業が同一年度内に完了する場合における助成金の額を越えないものとする。

(全体設計の承認)

第4条 耐震改修等の助成を受けようとするものは、当該耐震改修等が複数年度にわたる場合において、初年度の助成金の交付申請の前(初年度に助成金の交付申請を行わない場合は、耐震改修等に係る契約の締結前)に、申請書に必要な書類を添えて、当該耐震改修等の内容、年度ごとの事業費及び工程等の全体設計(以下「全体設計」という。)について、全体設計の承認をとらなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、通知書により申請者に通知するものとする。

3 第2項の通知を受けた者が全体設計を変更する場合においては、前項の規定により承認することを決定した旨の規定を準用する。

4 全体設計の承認を受けた事業に係る各年度の助成金の額の算定にあつては、全体設計の承認を受けた事業に着手する時点における要綱を適用し、かつ、全体設計の事業費に基づき算出した額に各年度事業の事業割合を乗じた額以内とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者は、申請書に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定により承認することを決定した旨の通知を受けた者は、助成を受けようとする各年度において、当該申請を行わなければならない。

3 第1項の規定による申請は、耐震改修等に係る工事契約の締結の前までに行

わなければならない。ただし、前条第2項の規定により承認することを決定した旨の通知を受けた者は、当該複数年度のうち初年度を除き、この限りでない。

- 4 第1項の申請をする者は、耐震改修等に係る工事を実施する事業者に交付決定後の助成金に係る請求及び受領に関する権限を委任することができる。

(助成金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付の決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

(権利譲渡の禁止)

第6条の2 前条第1項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(耐震改修等の実施)

第7条 交付決定者（第4条第2項の規定により承認することを決定した旨の通知を受けた者を含む）は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる通知を受けた後速やかに、耐震改修等の請負契約を行い、耐震改修等に着手するとともに、届出書により、市長に届け出なければならない。

- (1) 耐震改修等が単年度中に完了する場合 第6条の規定による通知
- (2) 耐震改修等が複数年度にわたり、当該複数年度の初年度に助成金の交付を受ける場合 第6条の規定による通知
- (3) 耐震改修等が複数年度にわたり、当該複数年度の初年度に助成金の交付を受けない場合 第4条第2項の規定により承認することを決定した旨の通知（工事内容等の変更）

第8条 交付決定者は、助成の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）の内容、工程又は工事費の変更をしようとする場合であって、助成金の額に変更が生じるときは、申請書により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、変更の可否を決定するものとする。
この場合において、助成金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により変更の可否を決定したときは、通知書により交付決定者に通知するものとする。
- 4 交付決定者は、助成対象工事の内容、工程又は工事費の変更をしようとする場合であって、助成金の額に変更が生じないときは、届出書により市長に届け

出なければならない。

(取りやめ)

第9条 交付決定者は、事情により当該耐震改修等を取りやめるときは、届出書により、市長に届け出なければならない。

(状況報告等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、助成対象工事の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(完了報告)

第11条 交付決定者は、耐震改修等が完了したとき、又は複数年度にわたる耐震改修等について第6条の規定により交付決定を受けた年度が終了したときは、報告書により市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合には、書類の審査及び現地調査を行い、当該耐震改修等が交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金の額の確定をし、通知書により交付決定者に通知しなければならない。

(請求書の提出)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書により市長に請求するものとする。

2 第5条第4項の規定による委任があったときは、前項の規定による請求は、当該委任を受けた事業者が行うものとする。

(助成金の交付)

第14条 市長は、前条に規定する請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、通知書により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(延滞利子)

第17条 市長は、前条の規定による助成金の返還を命じた場合において、助成金の交付を受けた者が期限までに返還をしなかったときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

(財産処分の制限)

第18条 交付決定者は、助成金の交付により取得し、又は効用の増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(関係帳簿等の備付け)

第19条 交付決定者は、耐震改修等に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を助成対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(様式)

第20条 この要綱の施行に必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月17日から施行する。

付 則（平成18年12月27日要綱第107号）

この要綱は、平成18年12月27日から施行する。

付 則（平成19年9月21日要綱第95号）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成20年9月4日要綱第103号）

この要綱は、平成20年9月4日から施行する。

付 則（平成23年3月25日要綱第34号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月28日要綱第55号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成 25 年 7 月 1 日要綱第 91 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（適用区分）
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の別表に規定する木造住宅耐震改修助成金の交付の決定を受けている者が施行日以後に当該決定に係る耐震改修を完了した場合における当該木造住宅耐震改修助成金の交付額については、この要綱による改正後の別表の規定を適用する。

付 則（平成 29 年 3 月 10 日要綱第 18 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 29 日要綱第 42 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正前の府中市木造住宅耐震改修等助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第 4 条に規定する全体設計の審査を受けている者で、平成 29 年度中に請負契約を締結している者に係る平成 30 年度以後の助成金の額の算定にあつては、旧要綱の規定を適用するものとする。

付 則（令和 3 年 3 月 30 日要綱第 30 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 3 月 28 日要綱第 39 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 7 年 3 月 31 日要綱第 65 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条）

助成金の種類、対象者及び交付額

助成金の種類	対象者	交付額
木造住宅耐震 改修助成金	耐震診断調査の結果、評点が1.0未満と診断された住宅の耐震改修を行う所有者等で、次に掲げる要件を満たす者とする。 - 次の各号のいずれかに該当する者であること。 - 現に自らの住居として使用している者 - 耐震改修の実施後速やかに自らの住居として使用することを市長に誓約している者 - 当該住宅の評点が1.0以上となる耐震改修を行うこと。 - 地方税を滞納していないこと。	耐震改修に要した費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、当該額が170万円を超える場合は170万円とする。
木造住宅耐震 除却助成金	耐震診断調査の結果評点が1.0未満と診断された住宅又は簡易診断調査の結果倒壊の危険性があると判断された住宅の除却を行う所有者等で、次に掲げる要件を満たす者とする。 - 除却を行う前まで当該住宅を自らの住居として使用していること。 - 除却の完了時点まで引き続き当該住宅の所有者等であること。 - 地方税を滞納していないこと。 - 当該住宅が府中市木造住宅耐震診断調査助成金交付要綱第2条第1号アに該当すること。	除却に要した費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、当該額が50万円を超える場合は50万円とする。

木造住宅耐震 シェルター等設 置 助 成 金	耐震診断調査の結果、評点が1.0未満と診断された住宅に耐震シェルター等設置を行う所有者等で、次に掲げる要件を満たす者とする。 1 住宅を現に自らの住居として使用していること。 2 次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。 (1) 65歳以上の者のみで構成された世帯に属すること。 (2) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により都道府県知事から交付をされる手帳をいう。）の交付を受けている者（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表による障害の程度が1級又は2級である者に限る。）と同一の世帯に属すること。 (3) 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により都道府県知事から交付される手帳をいう。）の交付を受けている者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害の程度が1級である者に限る。）と同一の世帯に属すること。 (4) 愛の手帳（東京都愛の手帳交付要	耐震シェルター等設置に要した費用に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、当該額が30万円を超える場合は30万円とする。
---------------------------------------	---	--

	綱（昭和 4 2 年民児精発第 5 8 号）の規定により東京都知事から交付される手帳をいう。）の交付を受けた者（障害の程度が 1 度又は 2 度であると判定された者に限る。）と同一の世帯に属すること。 3 地方税を滞納していないこと。 4 当該住宅が府中市木造住宅耐震診断調査助成金交付要綱第 2 条第 1 号アに該当すること。	
--	---	--

備考

- 1 住宅が共有の場合は、共有者全員の合意に基づく代表者を対象者とする。
- 2 助成金の交付は、同一の住宅に対し 1 回限りとする。